

自己啓発シリーズ

銀行員のための手形・小切手法入門

《第2版》

小橋 一郎 著



社団法人
金融財政事情研究会

自己啓発シリーズ

銀行員のための手形・小切手法入門

《第2版》

小橋 一郎 著

社団法人 金融財政事情研究会

【著 者 略 歴】

大正12年2月14日 京都市に生まれる。
昭和20年9月 立命館大学を卒業。立命
館大学助教授、大阪大学助教授を経て、
昭和38年10月 同志社大学教授、現在に
至る。法学博士。

主な著書 「全訂手形法小切手法講義」
(昭和38年、有信堂)、「手形行為
論」(昭和38年、有信堂)。

◎ Ichiro Kobashi 1969

自己啓発シリーズ

銀行員のための手形・小切手法入門

昭和44年11月5日 初版第1刷発行

昭和47年11月30日 第2版第1刷発行

昭和52年7月10日 第2版第6刷発行

検 印
省 略

著 者 小 橋 一 郎

発行者 奥 山 保

印刷所 株式会社 太平印刷社

発 行 所 社団法人 金融財政事情研究会

企画制作 株式会社 金 融 財 政

東京都港区芝西久保明舟町18(消防会館内)

電 話 東 京 (504) 0326

販 売 所 株式会社 キ ン ザ イ

東京都千代田区神田神保町2-36(北神ビル)

電 話 東 京 (263) 1291 振替東京8-155845

落丁乱丁はおとりかえます

(印刷・製本／太平印刷)

2332-19123-1409

は し が き

すべての学問がそうであるように、法律学もまた、自分で考えることによって始めて、これを身につけることができます。入門書は、自分で考えるための手がかりとなるべきものでしょう。手形や小切手を日常扱っておられる銀行員の方々に、手形法・小切手法という視点から手形・小切手制度をさらに深く考えていただくというのが、本書の目的です。銀行実務の指針として役立ててほしいと考えるのはもちろんのこと、さらに、実務の基礎にある法律を自分で考える能力を養う一助としてほしいと思います。

法律は、複雑な人間関係の存在を前提とし、それぞれの人間関係において人間があるべき姿を、現在の理性がどう考えているかをあらわしているものですから、法律を自分で考えることは、実務の裏付けになる知識の習得にとどまらず、人間としての自己の形成と深化に役立つはずです。もし本書が、そのような道への糸口にでもなれば、望外の喜びです。

本書は、銀行員の方々が読まれることを念頭に置いて書きました。当座業務から入られることが多いと考えて、小切手、約束手形、為替手形の順に考察したこと、約定書との関係に言及したこと、パーソナルチェックや手形交換に触れたことなど、そのあらわれです。また、実際の訴訟でどのような場合にどのようなことが問題になるかをみるために、最近の注意すべき判例を挿入しました。しかし、手形・小切手制度の全体を理解していただくために、實際上あまり利用されていない制度にも論及しています。この種の書物を執筆した経験がないので、できるだけ平易にと心がけながら、十分でない点もあると思います。指摘をいただいて、いつの日にかまた改めてゆきたいと考えています。

金融財政事情研究会と執筆の約束をしてから、長くそれを果たすことができませんでした。ようやく本書ができあがったのは、ひとえに同会の戸部虎夫氏、岩田重憲氏、金井肇氏、手塚毅氏の皆さんのおかげです。心から感謝の意を表します。

昭和 44 年 10 月

小 橋 一 郎

第2版はしがき

第1版の刊行から3年の間に、かなりの数の重要な判例が現われ、新しい問題点も出てきましたし、手形交換制度も改正されました。そこで、本書の内容をできるだけ最新に保つために、20件余りの新しい判例をとり入れ、その他所要の改訂を加えて、第2版としました。

昭和47年10月

第2版第3刷について

従来の当座勘定約定書ひな型に代り、当座勘定規定ひな型が制定されましたので、これをとり入れ、また新しい判例を数件補いました。

昭和50年1月

小橋一郎

目 次

はしがき

第1章 小切手法・手形法の基礎	1
I 小切手と手形	2
II 小切手関係・手形関係	3
III 小切手関係・手形関係と実質関係	5
IV 小切手・手形と銀行取引	7
1. 預金取引	7
(1) 支 払	7
(2) 預 手	8
(3) 受 入	8
2. 貸出取引	8
(1) 手形割引	8
(2) 手形貸付	9
(3) 商業手形担保手形貸付（商担手貸）	9
(4) コール・ローン	9
3. 為替取引	9
(1) 内国為替	9
(2) 外国為替	10
4. 手形交換	10
V 小切手・手形と法律	11
1. 小切手法・手形法	11
(1) 成り立ち	11
(2) 仕 組 み	12
(3) 性 質	13
(4) 附 属 法 令	13
2. 民法・商法	14
3. 民事訴訟法	14

IV 参 考 書	15
〔練習問題〕	16

第2章 小切手・手形の仕組みと性質 17

I 記 載 事 項	18
II 小 切 手	19
1 用 紙	19
2 記 載 方 法	20
3 記 載 事 項	20
(1) 小切手要件	21
(2) 持参人払式・記名式・指図式	24
4 小切手上的法律関係	25
III 約 束 手 形	27
1 用 紙	27
2 記 載 方 法	28
3 記 載 事 項	28
(1) 手 形 要 件	28
(2) その他の記載事項	33
4 約束手形上の法律関係	36
(1) 裏 書 欄	36
(2) 裏書欄の記載事項	37
(3) 裏書の連続	38
(4) 手形関係の終了と遡求	39
IV 為 替 手 形	42
1 用紙、記載方法	42
2 記 載 事 項	42
(1) 手 形 要 件	43
(2) その他の記載事項	44
3 為替手形上の法律関係	45
V 小切手、約束手形、為替手形の比較	47
1. 小切手と為替手形の比較	47
2 約束手形と為替手形の比較	48

VI 小切手・手形の法的性質	50
1. 有価証券性	50
2. 設権証券性	50
3. 要式証券性	51
4. 文言証券性	51
5. 金銭債権証券性	51
6. 無因証券性	51
7. 無記名証券性, 指図証券性	52
8. 呈示証券性	53
9. 受戻証券性 (引替証券性)	53
VII 機能からみた小切形・手形の種類と濫用	53
〔練習問題〕	54

第3章 小切手行為・手形行為 57

I 小切手行為・手形行為の性質	58
1. 書面行為, 要式行為	58
2. 商 行 為	58
II 小切手行為・手形行為独立の原則	58
III 小切手・手形の解釈	60
IV 小切手行為・手形行為の成立	60
V 署 名	64
1. 署名の意義	64
2. 署名の方式	64
(1) 自署と記名捺印	64
(2) 代理の場合	66
(3) いわゆる署名の代理	67
(4) 法人の署名	69
VI 代 理	71
1. 方式と責任	71
2. 無 権 代 理	72
(1) 本人の責任	72

(2) 無権代理人の責任	72
(3) 無権代理の追認	76
(4) 表見代理	76
3. 商事代理権	79
(1) 商業使用人	79
(2) 会社代表者	80
(3) 商業登記	81
4. 無権代理と本人の不法行為責任	82
VII 偽造・無権限の署名の代理	84
1. 偽造の意義	84
2. 無権限の署名の代理と偽造	85
3. 偽造者の小切手・手形上の責任の有無	87
4. 被偽造者の責任	88
(1) 小切手・手形上の責任	88
(2) 不法行為責任	88
5. 偽造小切手・手形の上に小切手行為・手形行為をした者の責任	90
6. 法人代表者名義の署名に関する若干の問題	90
(1) 法人代表者の1人が他の代表者の記名押印をもって法人名義の小切手 行為・手形行為をした場合における法人の手形上の責任	90
(2) 退任または死亡した代表取締役の名義を使用した小切手行為・手形行 為の効力	91
VIII 変 造	92
1. 意 義	92
2. 効 果	92
〔練習問題〕	94

第4章 小 切 手 95

I 振 出	96
1 振出の方式と効力	96
2 小切手資金	96
3 署 名	97
4. 当事者資格の兼併	97
(1) 自己宛小切手	98

(2) 自己指図小切手	100
5. 白地小切手	100
(1) 意 義	100
(2) 白地補充権	102
II 譲 渡	105
1. 譲渡の方法	105
2. 裏 書	107
(1) 譲渡裏書	107
(2) 特殊の裏書	111
(3) 手形の裏書との相違	115
(4) 入金証明	115
3. 小切手の善意取得	117
(1) 総 説	117
(2) 要 件	118
(3) 効 果	120
(4) 善意取得と小切手債務の負担	120
4. 抗弁の制限	121
(1) 小切手抗弁	121
(2) 人的抗弁の制限	122
(3) 物的抗弁と人的抗弁	123
III 支 払	129
1. 支払のための呈示	129
(1) 意 義	129
(2) 呈示の当事者	129
(3) 呈示の場所	130
(4) 呈 示 期 間	130
(5) 先日附小切手	130
(6) 呈示の方法	131
(7) 支払の呈示をしなかった場合の効果	131
(8) 依頼返却と呈示	132
2. 支払委託の取消	133
3. 支 払	135
(1) 支払の目的	135
(2) 所持人の資格に関する調査	136

(3) 偽造・変造小切手の支払	137
(4) 支払の方法	139
(5) 支払の効果	140
4 線引小切手	141
(1) 意 義	141
(2) 線引の記載	142
(3) 線引の変更および抹消	142
(4) 効 果	142
(5) 線引の効力を排除する特約・裏判のある線引小切手の支払	145
IV 遡 求	146
1. 総 説	146
2. 権利者および義務者	146
3. 遡求権行使の条件	147
(1) 支払の呈示	147
(2) 支払拒絶の証明	147
4. 遡求権行使の時期	150
5. 拒絶証書の作成免除	150
6. 不可抗力による保全期間の伸長および保全手続の免除	150
(1) 期間の伸長	151
(2) 手続の不要	151
7. 遡求の通知	151
(1) 権利者および義務者	152
(2) 通 知 期 間	152
(3) 通知の内容および方法	153
(4) 通知を怠った場合	153
8. 償 還 義 務	153
(1) 合 同 責 任	153
(2) 再 遡 求	154
(3) 受 戻 権	154
(4) 償 還 金 額	154
(5) 償還の方法	155
V 複 本	155
VI 小切手の抹消・毀損・喪失	156
1. 抹消・毀損・喪失	156

2 公示催告手続・除権判決	157
(1) 手続のあらまし	157
(2) 公示催告の対象となりうる証券	158
(3) 公示催告を申し立てうる場合	159
(4) 公示催告手続を申し立てうる者	159
(5) 公示催告の効果	160
(6) 除権判決	160
VII 小切手の時効	161
1. 意義	161
2. 時効期間	161
3. 時効期間の算定	162
4. 時効の中断	162
(1) 総説	162
(2) 中断事由	163
(3) 中断の効力	163
5. 時効の効果	164
VIII 利得償還請求権	164
1 総説	164
2. 権利者および義務者	165
3. 要件	165
4. 効果	167
IX 小切手と実質関係	170
1. 小切手の授受が原因関係に及ぼす影響	170
(1) 既存債務の弁済として（弁済にかえて）小切手が授受される場合	170
(2) 既存債務の弁済のために（弁済の試みとして）小切手が授受される場合	171
(3) 既存債務の担保のために（支払確保のために）小切手が授受される場合	171
2. 小切手の預入	172
〔練習問題〕	173

第5章 約束手形 175

I 振出	176
------	-----

1. 振出の方式と効力	176
2. 署名	176
(1) 複数署名・共同振出	176
(2) 組合名義の署名	177
3. 当事者資格の兼併	178
4. 白地手形	179
(1) 意義	179
(2) 白地補充権	180
II 裏書	182
1. 総説	182
2. 裏書の方式	183
(1) 方式	183
(2) 裏書の単純性	184
3. 裏書の効力	185
(1) 移転の効力	185
(2) 担保的効力	186
(3) 資格授与の効力	186
4. 特殊の裏書	190
(1) 無担保裏書	190
(2) 裏書禁止裏書（禁転裏書）	191
(3) 取立委任裏書	191
(4) 質入裏書	194
(5) 戻裏書	195
(6) 期限後裏書	196
5. 手形の善意取得	197
(1) 総説	197
(2) 要件	198
(3) 効果	199
6. 抗弁の制限	200
(1) 手形抗弁	200
(2) 抗弁の制限	200
(3) 物的抗弁と人的抗弁	200
(4) 融手の抗弁	210
III 手形保証	212
1. 意義	212

2. 方 式	212
3. 効 力	213
4. 保証人の代位権	215
IV 支 払	217
1. 支払のための呈示	217
(1) 意 義	217
(2) 呈示の当事者	217
(3) 呈示の場所	217
(4) 呈示の時期	219
(5) 呈示の方法	219
(6) 支払の呈示をしなかった場合の効果	221
2. 支 払	221
(1) 支払の時期	221
(2) 支払の猶予	222
(3) 支払の目的	223
(4) 所持人の資格に関する調査	223
(5) 支払の方法	223
(6) 支払の効果	223
(7) 手形金額の供託	223
V 遡 求	224
1. 総 説	224
2. 権利者および義務者	224
3. 遡求権行使の条件	224
(1) 満期前の遡求	224
(2) 満期後の遡求	224
4. 遡求権行使の時期	225
5. 拒絶証書の作成免除	225
6. 不可抗力による保全期間の伸長および保全手続の免除	226
7. 遡求の通知	226
8. 償 還 義 務	226
(1) 合 同 責 任	226
(2) 再 遡 求	226
(3) 受 戻 権	227
(4) 償 還 金 額	227

(5) 償還の方法	228
VI 参 加	229
1. 意 義	229
2. 参加引受	229
3. 参加支払	230
VII 膳 本	231
VIII 手形の抹消・毀損・喪失	231
IX 手形の時効	235
1. 意 義	235
2. 時効期間	235
3. 時効期間の算定	236
(1) 算定の基準	236
(2) 期間の計算	237
4. 時効の中断	238
5. 時効の効果	242
X 利得償還請求権	242
XI 約束手形と実質関係	243
1. 手形の授受が原因関係に及ぼす影響	243
2. 原因債権の消滅と手形上の権利行使	245
3. 手形割引	248
(1) 意 義	248
(2) 手形貸付との区別	248
(3) 買戻請求権	249
〔練習問題〕	252

第6章 為 替 手 形 255

I 振 出	256
1. 振出の方式と効力	256
2. 当事者資格の兼併	256
(1) 自己指図手形	256
(2) 自己宛手形	257
(3) 支払人と受取人が同一人である手形	257

(4) 振出人・受取人・支払人の三者が同一人である手形	257
3. 白地手形	258
II 裏書	258
III 引受	258
1. 意義	258
2. 方式	259
3. 引受のための呈示	260
(1) 呈示の方法	260
(2) 引受呈示の自由	261
(3) 熟慮期間	262
4. 引受の効力	262
5. 不単純引受	262
(1) 一部引受	262
(2) 第三者方払の記載	263
(3) その他の不単純引受	263
6. 引受の抹消	263
IV 手形保証	263
V 支払	264
1. 支払のための呈示	264
2. 支払	264
VI 遡求	265
1. 権利者および義務者	265
2. 遡求	265
(1) 満期前の遡求	265
(2) 満期後の遡求	266
3. 拒絶証書の作成免除	267
4. 遡求の通知	267
5. 償還義務	267
6. その他	268
VII 参加	268
VIII 複本・謄本	268
1. 複本	268

(1) 意義・形式	268
(2) 発 行	269
(3) 効 力	269
(4) 引受のためにする複本の送付	270
2. 謄 本	270
IX 手形の抹消・毀損・喪失	271
X 手形の時効	271
XI 利得償還請求権	271
XII 為替手形と実質関係（とくに荷為替手形）	272
〔練習問題〕	274

第7章 手 形 交 換 275

I 総 説	276
II 手形交換所	276
III 交 換 手 続	277
1. 交換の準備	277
2. 持出手続，交換所の処理，持帰手続	278
3. 交換尻の決済	279
4. 特殊な交換手続	280
IV 不 渡	281
1. 総 説	281
2. 不渡手形の返還	281
3. 取引停止処分	282
(1) 不 渡 届	282
(2) 異 議 申 立	283
(3) 異議申立提供金	283
(4) 取引停止処分	285
〔練習問題〕	286

第8章 小切手訴訟・手形訴訟 287

I 総 説	288
-------	-----